## 学校法人共済学院日本保健医療大学における 公的研究費に関する不正防止計画

平成28年10月31日制定

重点的かつ機動的な監査を実施し、恒常的に組織的

内部監査と外部監査との連携強化を一層促進する。

牽制機能の充実・強化を図る。

不正を発生させる要因	不正防止計画
1. 大学内の責任体系の明確化	
責任者の役割が曖昧な状態が続くと、全学的な管理 体制が機能しない。	学内規定を改定し、責任者の役割を明確にし、学内 外に周知する。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	
(1) ルールの明確化・統一化 	
職員によってルールの理解度にばらつきがあると、 誤った手続きが生じる可能性がある。	事務処理手続きのルールについて、分かりやすい形 で関係者への周知を徹底する。
罰則に対する意識が希薄していると、研究費の不正 使用防止に関する取組が徹底されない場合がある。	不正防止対策に関する方針及びルールを遵守する義 務のあることを理解させるために、職員から誓約書 の提出を求める。
(2) 職務権限の明確化	
教員による発注を認めるとき、その権限と責任が不 明確な場合には、不適切な事務処理が行われる可能 性がある。	発注を行う研究者の権限と責任を明確化し、当該研 究者に理解を得る。
(3) 関係者の意識向上	
コンプライアンス教育の実施に際して、受講者の理 解度が十分に把握できていない。	受講状況の確認、アンケートの回収等を通じて、理 解度を把握し、必要に応じてフォローを行う。
(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	
通報等に関する制度について、理解が不十分な場合、 同制度が十分に活用されない可能性がある。	通報、調査、懲戒に関する規程を周知、徹底する。
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	
不正を発生させる要因の検討が不十分な場合、部署 によって取組に差が生じる可能性がある。	不正を発生させる要因を体系的に整理し、これに対 応する具体的な不正防止計画を策定する。
4. 研究費の適正な運営・管理活動	
発注した当事者以外の検収が困難な場合、不正につ ながりうる問題が把握できない可能性がある。	検収業務を省略する例外的な取扱いをする場合は、 件数、リスク等を考慮し、事後確認を行う。
年度末に予算執行が集中すると、研究費の不正使用 が見過ごされる可能性がある。	定期的に執行状況の確認を行い、執行が遅れている ときは執行計画を見直す。
5.情報発信・共有化の推進	
機関間での情報共有が行われない場合、予期してい ない事例に十分な対応が取れない可能性がある。	不正への取組に関する本学の方針を外部に公表し、 他機関の取組についても情報収集を行う。
6. モニタリングの在り方	

内部監査が十分な頻度で実施されないために、研究

費の不正使用が見過ごされる可能性がある。